

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード	2-3-1	事業名	「2015年の高齢者介護」推進事業
担当	保健福祉局保健福祉部介護保険課 三井・早坂（211-2547）		
全体計画（当初）			
事業内容	認知症高齢者に対する家族介護者や地域住民の理解を啓発・普及し、認知症などにより日常生活に支援が必要になっても、適切な介護・福祉サービスを受け住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域の見守り体制や権利擁護、危機管理などの支援体制を整備する。 高齢者権利擁護（虐待防止）支援会議の設置 要援護高齢者の危機管理システム 高齢者権利擁護（虐待等）専門相談窓口の設置 地域福祉関係者、介護家族等の認知性高齢者ケアの理解の普及・啓発 高齢者虐待などの一時保護、成年後見制度利用等の支援体制の整備		<年度別の事業内容> 平成16年度 家族介護者教室 徘徊認知症高齢者SOSネットワーク事業 平成17年度 家族介護者教室 徘徊認知症高齢者SOSネットワーク事業 高齢者権利擁護（虐待防止）支援会議（警察・司法関係者等）実施 地域福祉関係者を対象にした権利擁護認知症ケア研修会 虐待一時保護体制整備、成年後見制度の利用支援、小規模多機能ケア調査 平成18年度 平成17年度実施事業に加え、権利擁護（虐待防止）相談窓口設置 地域見守り体制説明研修会、台帳整備
	事業内容（量・場所・規模等）	平成16年度事業内容（決算） 1 高齢者虐待に係る区保健師の訪問指導による支援の実施と困難事例に対する地域ケア会議の開催等。 2 徘徊認知症高齢者のSOSネットワーク事業の推進。捜索や相談等の支援機関の連絡会議を開催。徘徊認知症高齢者の一時保護の実施。 一般市民向け「認知症ってなに？」等パンフレット2,500部購入配布 SOSネットワークチラシの2,000部作成配付 3 認知症高齢者介護者教室（在宅介護支援センター運営事業）の実施。（127回、2,296人） 4 平成17年度からの「高齢者虐待防止ネットワーク運営事業」のマニュアル作成委員会の発足とマニュアル作成。	平成17年度事業内容（決算） 1 「高齢者虐待防止ネットワーク運営事業」の実施 ・高齢者虐待専門相談窓口の設置（相談件数：56件） ・札幌市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の設置（1回） ・相談支援職員に対する研修会の実施（1回150人参加） ・虐待防止啓発チラシの作成と配布（9,000部） ・区の相談支援のための手引き（マニュアル）作成 2 徘徊認知症高齢者SOSネットワーク事業の推進 ・チラシの作成配布（SOSネットワークチラシ3,000部） ・パンフレットの購入配布（「認知症・・・？」1,000部） ・徘徊認知症高齢者などの一時保護の実施（6件65日） 3 認知症高齢者介護者教室の開催（186回、3,793人） ・認知症の理解と適切なケアの推進～国の認知症事業のモデル事業を実施 ・認知症の理解を地域で広げる講師（キャラバンメイト）の養成研修の実施（1回168人） ・キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座の実施（29回703人） 4 小規模多機能ケアに係る調査の実施
事業内容（量・場所・規模等）	平成18年度事業内容（決算） 1 「高齢者虐待防止ネットワーク運営事業」の実施 ・高齢者虐待専門相談窓口の設置（相談件数：42） ・札幌市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催（3回） ・相談支援職員に対する研修会の実施（2回299人参加） ・虐待防止啓発チラシの作成と配布（12,000部） ・高齢者虐待防止法施行に係る実施体制検討会議の開催 ・法に基づく区の対応支援マニュアルの作成 2 徘徊認知症高齢者SOSネットワーク事業の推進 ・チラシの作成（SOSネットワークチラシ3,000部） ・パンフレットの購入（「認知症・・・？」1,000部） ・徘徊認知症高齢者などの一時保護の実施（2件3日間） 3 認知症の理解の普及啓発 ・認知症の理解を地域で広げる講師（キャラバンメイト）の養成研修の実施（1回81人） ・キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座の実施（40回1,120人）	評価（成果） 平成18年度4月から高齢者虐待防止法が施行されたことに伴い、養護者による家庭内虐待に関する相談支援体制について、区及び本庁関係者でプロジェクト会議を開催し、市の支援体制を整備、併せて区の対応支援マニュアルの改訂及び外部機関向けの対応マニュアルの作成。 電話相談の設置及び法律施行に伴うチラシの改訂により高齢者虐待予防の普及啓発を実施。 関係機関とのネットワーク構築を目的とした高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会において、実際の事例を検証し、相談支援のあり方の検討を実施。 認知症の理解と適切なケアの普及啓発のために、地域で認知症の理解を広げる講師（キャラバンメイト）の養成と講師による地域の認知症の応援者となるサポーター養成を実施 徘徊認知症高齢者の早期発見を図るため、警察と連携し、関係機関へ行方不明者の情報を提供	
課題			
キャラバンメイトのうち、実際にサポーター養成講座を開催できたメイトは一部であることから、メイトに対するフォローアップ研修を行うなど、活動しやすい環境を整備する必要がある。			
19年度以降の方向性・事業の予定			
当該事業は、2015年までの高齢者人口増に向け、地域における高齢者の権利擁護に基づく適切なケアの推進を目指しているが、事業開始当初は整備されていなかった高齢者虐待防止法の施行や改正介護保険法に基づき設置される地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談実施、国の認知症事業の実施など、当該事業にかかる制度基盤ができたため、今後はそれぞれの体系に基づく形で事業を整理し継続を図る。			

